



ひょうご・
人と自然の川づくり推進方策

みんなの川です。
一緒に“ひょうごの川”をつくり守り育てましょう!

～「人と自然が共生する川づくり」への取り組み～

兵庫県では、県民のみなさんの川に対するさまざまな思いに応えていくため、21世紀の川づくりのさきがけとなる基本的な考え方として「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」の観点から、本県における川づくりのあるべき姿を示した『“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針』を平成8年5月に策定し、「人と自然が共生する川づくり」に取り組んできました。

このような川づくりを一層推進し、ひょうごの川をつくり守り育てていくためには、「基本理念・基本方針」の普及・浸透に努めるとともに、具体的な施策を計画的に実行し、河川管理者のみならず、県民のみなさんと一緒に川づくりに取り組んでいくことが重要です。

このための基本的な方策として、平成14年2月に兵庫県河川審議会から、「参画と協働の推進」「河川情報の体系的な整備」「川づくりの意識と技術の向上」の3つの柱で構成される『ひょうご・人と自然の川づくり推進方策』について答申を受けました。

今後、兵庫県では、この「推進方策」に基づき、関連する行政部局との連携を図りながら、県民のみなさんと一体となって「ひょうご・人と自然の川づくり」を一層推進し、地域共有の財産としての川を守り育てるとともに、人と自然が共生する「美しい兵庫」を創出していきます。



ひょうご・人と自然の川づくり 推進方策

目次

「基本理念・基本方針」と「推進方策」の関係	3.4
1. 参画と協働の推進	5
川と地域住民の関わりの再構築	5
地域との協力体制の確立	6
多様な人材の確保	6
2. 河川情報の体系的な整備	7
河川情報の蓄積と情報管理システムの構築	7
県民に開かれた河川情報の整備	8
3. 川づくりの意識と技術の向上	9, 10
答申本文	11~14

兵庫県が目指している「人と自然が共生する川づくり」を 一本の木に例えると……

『基本理念・基本方針』と『推進方策』の関係は絵のように表せます。

木が大きく育つには、栄養の豊富な大地において、日光・二酸化炭素・水の存在が必要です。いくら良い大地に根付いても、これら3つの要素がなければ、大きな木にはなれません。「人と自然が共生する川づくり」を一本の木に例えると、同じことが言えます。豊富な栄養を含んだ『基本理念・基本方針』という大地に育つ「人と自然が共生する川づくり」という木は、日光・二酸化炭素・水に相当する「参画と協働の推進」「河川情報の体系的な整備」「川づくりの意識と技術の向上」という「推進方策」の作用を受けて、大地の栄養をいっぱい吸収し、大きく成長することができます。これが、「基本理念・基本方針」と「推進方策」の関係です。

推進方策



日光

「参画と協働の推進」

CO₂
CO₂
CO₂
二酸化炭素

「河川情報の体系的な整備」

水 =「川づくりの意識と技術の向上」

ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針

『基本理念・基本方針』は、「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」の四つを軸として、兵庫県における川づくりの基本的な考え方を定めています。

基本理念

- 安全でこそやかな川づくり
- 自然の豊かさを感じる川づくり
- 流域の個性や水文化と一緒にした川づくり
- 水辺の魅力と快適さを生かした川づくり

基本方針

- | | |
|--------|---|
| 治水・利水 | ● 流域全体で考える安全で利用しやすい川づくり
● 偉大な自然の力に対して県民がみんなで守る身近な川づくり |
| 生態系 | ● 自然の豊かさとすみ分けを配慮した水脈づくり
● さまざまな命を育む水と緑の水脈づくり |
| 水文化・景観 | ● 川に沿ながら培ってきた歴史や文化を生かした水景づくり
● 自然の美や豊かさと調和した水景づくり
● 地域の自然と生活に溶け込み、あきのこない水景づくり |
| 親水 | ● 多彩な交流を育む多様性のある水辺空間づくり
● 自然に直接ふれ、よく観察し、学習できる水辺づくり
● 散らかさない、汚さない、水辺につくるきれいな生活空間づくり
● 水辺への安全を目指す意識づくり |

基本理念

基本方針

ひょうご・人と自然の川づくり 推進方策

『推進方策』は、『基本理念・基本方針』に基づく「人と自然が共生する川づくり」を一層推進することを目的として、「参画と協働の推進」「河川情報の体系的な整備」「川づくりの意識と技術の向上」の三本柱で成り立っています。

1. 参画と協働の推進

地域の共有財産である川をつくり守り育てていくには、住民が主体的かつ積極的に取り組むパートナーシップの川づくりが重要となります。

このため、川の情報誌の提供など川を身近に感じる取り組みの推進、河川愛護など地域活動の支援、情報交換の場の形成など協力関係を築く仕組みづくりを進めるとともに、河川や他分野の専門家、川に造詣の深い地域の専門家や活動家などとの連携強化を図ります。

2. 河川情報の体系的な整備

河川管理には河川の様々な基礎情報の蓄積が欠かせません。このため河川情報の体系的な整備を進め、情報技術の発展に伴う高度情報化社会に対応した河川情報システムを構築していきます。また、参画と協働の川づくりの推進にとっても住民との情報の共有は重要です。わかりやすい形での情報公開と情報技術を活用した双方向の情報交換の推進、および被害の最小化に向けた情報提供の充実を図ります。

3. 川づくりの意識と技術の向上

河川管理には、河川工学をはじめ広範な分野の知識と見識が求められています。

このため、多様な分野に対しての研修の充実、専門家との交流の促進、各種技術資料の整備等、河川管理者の自己研鑽を効率的に進めるための制度や環境を整備し、河川管理者の意識と技術の向上を図ります。

2. 河川情報の体系的な整備

各種の河川情報は、常時・非常時を問わず河川管理に欠かせないものであり、経年的なデータが適切に収集・蓄積・整理され、必要が生じた時、直ちに利用したり提供できることで情報の価値が発揮されます。

また、参画と協働の川づくりをすすめるためには、住民が川に興味をもち、川を身近に感じると同時に、住民と河川管理者が河川に関する情報を共有し、信頼関係を築いていくことが重要です。

このため、インターネットの普及などIT(情報技術)の発達とともに高度情報化社会に対応した河川情報システムを構築していくとともに、わかりやすい形での情報公開とITを活用した双方向の情報交換の推進、洪水被害の最小化に向けた情報提供の充実を図っていきます。

河川情報の蓄積と情報管理体制の構築



河川情報の蓄積と 情報管理体制の確立

河川管理に必要な情報に加えて、人と川との新たな関係を構築していくために必要な情報を統一的・継続的に収集・蓄積するとともに有効かつ効率的に活用できるよう、一元的な管理体制を確立していきます。

- 川や流域に関する広範な分野の情報収集
- 水文観測施設や河川監視施設の充実
- 河川情報システムの整備による各種データの収集・蓄積と管理体制の確立



河川情報のシステム化・ 共有化の推進

日常的に河川管理に携わる機関相互の情報の共有化を容易にし、また、住民への情報提供・情報交換を円滑化するため、情報の電子化・システム化を推進していきます。

- 情報の電子化・システム化の推進
- 情報公開や情報交換を利用目的とした総合的な情報管理体制の整備

県民に開かれた河川情報の整備



参画と協働の川づくりを すすめるための情報の提供

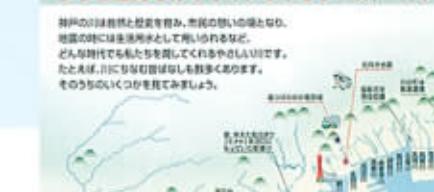
参画と協働による川づくりをすすめるために、ITの発展とともに普及する新しいメディアを活用し、積極的な河川の情報提供および情報交換をすすめていきます。

- 川に対する关心を高めるうえで有益な情報の共有化
- 川づくりに主体的に関わるために有効な情報の共有化
- 新しいメディアを活用した情報提供・情報交換の推進

被害の最小化に 向けた情報の提供

近年、頻発している異常気象や集中豪雨等による自然災害から、人命・資産・都市機能などを守るには、住民一人ひとりが地域の水防体制に対する理解を深め、自主的な防災活動を行うことが、非常に重要です。

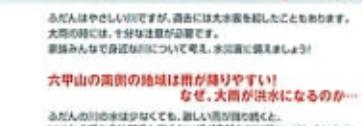
まちと歴史を育んでくれるやさしい神戸の川…



♪探してみよう川にちなみむ音ばなし



…でも大雨のときには避難説明会開催へ



六甲山の南側の地域は雨が降りやすい! なぜ、大雨が洪水になるのか…



このため、防災活動や避難行動に役立つ情報をわかりやすく提供するとともに、インターネットなどによる即時性の高いメディアを活用し、洪水予報などに関する情報を提供していきます。

- インターネット等を活用した洪水予報等に関するリアルタイム情報の提供
- 洪水ハザードマップなどのいざという時に役立つ情報の提供

※洪水ハザードマップ:洪水のはんらんなどによる人的被害を軽減することを主な目的として、浸水情報、避難情報などの各種情報をわかりやすく図面などに表示したもの。

3. 川づくりの意識と技術の向上

河川管理者が自信と責任を持って川づくりをすすめていくためには、河川管理における高度な技術力と河川に関する専門知識だけでなく、総合治水や水災害・土砂災害における危機管理など新しい河川行政の課題、さらに生態系・まちづくり・福祉などの関連分野といった広範な見識が必要です。また、県民から寄せられるさまざまな要請に対して、相手の立場や考え方を理解するための広範な知識、広い視野に立って意見調整や問題解決を図っていくマネジメント力が求められます。

こうした河川管理者としての意識と技術の向上を図っていくには、河川管理者が自己研鑽に努めることはもとより、これを効率よく効果的にすすめるための制度や環境を整備していきます。

自己研鑽できる 環境や制度の整備

河川管理者が直面するさまざまな問題点や課題に対し、河川管理者自らが主体的に考え学習することのできる環境や制度の整備に組織として取り組んでいきます。

- 関連資料や文献の体系的な収集・整理
- 組織としての技術情報の共有化
- 事例調査や自主研究の支援
- 技術セミナーやシンポジウムなど各種会合への参加の支援
- 各種データベースの整備

河川管理者を対象とした 広範な研修等の推進

河川環境の整備と保全やパートナーシップによる川づくりなど、新しい川づくりに関する経験や知見を共有し、河川管理者としての意識や技術の向上に努めています。

- 各種研修会やワークショップなどの開催
- 先進的な川づくりの調査・研究
- 技術職員等の調査研究機関への出向制度の活用



多分野の専門家等との 交流の促進

川づくりに関連した土木分野以外の専門家の方々や地域の川に詳しい専門家や活動家の方々との交流や連携の場を活用して、総合的な知識や技術力を高めています。

- 川づくりをテーマとした意見交換会などの開催
- 関連部局との情報や意見の交換



河川管理者の意識と技術の 向上を支援する各種資料の整備

河川管理者の意識と技術の向上を支援し、「ひょうご・人と自然の川づくり」を円滑に推進していくために必要な手引書や各種技術資料の充実を図ります。

- 「ひょうご・人と自然の川づくり技術資料(川の見方編)」
- 「ひょうご・人と自然の川づくり技術資料(川づくり編)」
- 「美しい山河を守る災害復旧実施方針」
- 「ひょうご・人と自然の川づくり事例集」等



「ひょうご・人と自然の川づくり推進方策について」答申



平成14年2月
兵庫県河川審議会

はじめに

近年、国民の生活様式や意識の多様化、自然環境に対する関心の高まりなどによって、河川に対しても、安全で豊かな暮らしを支える社会基盤としての役割だけでなく、水と緑のオープンスペースとしての役割や、多様な生きものと地域の風土と文化を育む母体としての役割など、河川固有の価値を再認識し、それらを有効に保全・活用していくとする気運が高まっている。河川をとりまく情勢がこのように変化するなか、平成9年には河川法が改正され、治水・利水に加えて、河川環境の整備と保全がその目的に位置づけられるとともに、河川整備計画の策定において、地域の意見を取り入れる計画制度が定められたところである。また、河川は本来『地域共有の財産』であり、この貴重な財産を守り育んでいくためには、流域社会との合意形成を図りながら、河川管理者のみならず住民が主体的に取り組むパートナーシップによる川づくりが重要になってきている。

河川法の改正などによる各種制度の充実と、身近な生活環境の改善や環境の保全に対する国民の参加意識の高揚は、住民や市民団体等と河川管理者との連携を促し、住民参加による川の計画づくりや川をフィールドとした環境教育活動など、新しい形の取り組みが全国各地で盛んに行われるようになった。

兵庫県では、河川に対する県民のさまざまな思いに対応していくために、平成8年5月、21世紀の川づくりを先導する基本的な考え方として「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」を取りまとめた。

この基本理念に基づき人と自然が共生する川づくりを推進し、ひょうごの川をつくり守り育てていくためには、基本理念の普及・浸透に努めることはもとより、具体的な施策を組織的かつ計画的に実行していくことが重要である。また、「ひょうご・人と自然の川づくり」は河川管理者のみで実現できるものではない。このことから、本推進方策は、住民をはじめとする多様な主体との協働や合意形成に不可欠なアカウンタビリティ(説明責任)の重要性に留意し、「参画と協働の推進」「河川情報の体系的な整備」「川づくりの意識と技術の向上」を3つの柱として取りまとめたものである。

今後、この推進方策に基づき、関連する行政部局との連携を図りながら、県民と一緒にとなって「ひょうご・人と自然の川づくり」に積極的に取り組むことにより、県民の川への思いが実現されることを期待する。

1. 参画と協働の推進

河川が『地域共有の財産』として、守り育てられていくためには、日頃から住民が主体的かつ積極的に川との関わりを深めていくことが重要である。近年では、個性豊かな地域社会の形成に向けた自主的な取り組みなど、住民活動に対する社会的な期待と評価が高まっており、県下の河川においても環境保全や川を活かしたまちづくりなど、さまざまな分野で住民や市民団体等が活動を展開している。

そこで、調査・計画段階からの住民や市民団体等の川づくりへの参画をはじめとして、河川美化活動など日常的な維持管理における住民等との連携や役割分担など、住民活動の熟度や地域の特性などに応じた住民の参画と協働によって、川をつくり守り育てていく。

1.1 川と地域住民の関わりの再構築

1.1.1 川を身近に感じる取り組みを推進する

川と人との関わりは、非常に古く深いものであり、川は流域社会の経済的・物質的基盤を支えただけでなく、人々の心性にかかる文化を育み、地域の伝統行事などの舞台となってきた。近代以降、とくに戦後の半世紀における河川整備の進展、利水の合理化、生活様式の変化などによって、暮らしの安全性や水利の利便性は高まる一方、川と人々との関係は希薄化し、川の存在は流域の人々の意識から遠いものとなってしまった。

川と人の本来あるべき関係を取り戻すためには、河川の果たしてきた歴史的役割や流域の自然・文化・風土、ふるさとの川に備わったさまざまな魅力などを再認識するとともに、現代のライフスタイルのなかに川を取り込み、川を身近に感じることによって、『地域の共有財産としての川』を全ての県民が再認識していくことが重要である。

そのため、川を紹介する情報誌など川に関する情報の提供、「川の日」などにおける川と親しむためのイベントの開催、子どもたちの川離れを防ぎ、川や地域に対する愛着と誇りを育んでいくための環境教育や郷土学習など、川を身近に感じるために取り組みを学校や地域と一緒に推進していく。また、川を身近に感じると同時に川の怖さを知ることによって、安全に水辺を利用できる環境づくりをすすめていく。

1.1.2 川づくりに関わる地域活動を支援する

川はそれ単独でなりたっているものではなく、川をとりまく社会や環境などと深くかかわりながらその特性が形成されている。今後の川づくりにあたっては、「美しい兵庫」を創出するため、川と住民の絆を深め、住民の参画と協働による川づくりを推進することが、ますます重要となっている。

そこで、地域活動に役立つ情報を住民に積極的に提供とともに、「いきいき県土づくりプログラム(兵庫県版アドバタイジング)」などにより、住民の地域への愛着心を深め、新たな地域コミュニティの形成を促進するほか、河川愛護月間を通じて、住民が主体となった交流・愛護活動を支援するなど、住民の自律的な活動が上下流の連携、流域内外への連携へつながることを念頭におきながら、地域活動への適切な支援策を講じていく。

1.2 地域との協力体制の確立

1.2.1 住民と河川管理者の信頼関係を構築する

これまでの河川管理においては、住民との間で意思の疎通が十分でなかったり、地域の意見を河川整備に反映していくための制度や体制が確立されていなかったため、相互の合意形成が充分に図られないまま改修事業などをすすめ、住民と河川管理者の信頼関係が損なわれるケースもあった。

これからの川づくりでは、計画段階から日常の河川管理まで幅広く情報を共有し、意見交換を重ねながら合意形成を図っていくことが重要である。こうした対話型の川づくりをすすめることによって、決定のプロセスを共有し、住民と河川管理者の信頼関係を確立していく。

1.2.2 協力体制確立のための仕組みを構築する

県民に親しまれる良好な川づくりを推進していくためには、日頃から住民や市民団体等との対話を努め、相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを築いていくことが重要である。このため、川づくりに関する定期的な情報交換の場、意見交換の場を設けるなど、住民との連携を強めていくことが必要である。

さらに、総合的な治水対策や危機管理としての水防災対策、河川を活かしたまちづくりなどにおいても、行政間の連携はもちろんのこと行政と住民の役割分担についての合意形成を図りながら、住民と連携・協働していくための仕組みを整備していく。さらに流域内に居住する上下流の住民間の相互理解や連携のための仕組みづくりについても整備をすすめる。

1.3 多様な人材の確保

近年、住民と行政とが連携したパートナーシップによる川づくりが各地で着実に積み重ねられつつあり、河川管理に関する合意形成や地域の意見を反映した河川整備などの面において一定の成果をあげつつある。

今後の川づくりは、河川管理者だけでなく、川づくりのリーダーとしての役割を期待できる川の知識や経験が豊富な人たち、川づくりのあり方に造詣が深い専門家など、地域住民や専門家の英知を集めながらすすめていく必要があり、このような川づくりの

推進力となる人材を見出し、多様な人材が川づくりに参画できる道を開いていくことが重要である。さらに、人材の確保とあわせて、人づくりのためのシステムや流域内外の人材の連携による人的ネットワークづくりも重要である。

そこで、よりよい川づくりを推進していくために次のような推進方策に基づいて、多様な人材の確保に努めていくこととする。

1.3.1 河川の専門家および他の分野の専門家との交流・連携を図る
河川工学などの土木工学分野だけでなく、都市計画やまちづくりなどの都市工学分野、生物学・生態学などの自然科学分野、歴史学・地理学などの人文科学分野、社会学・教育学などの社会科学分野など、川づくりに関連する幅広い分野の専門家の協力を得て、各分野の専門家を招いた研究会や講演会、川の見学会などを開催し、川の見方を学んだり、各専門分野からみた河川特性や地域特性などについての知見を活かしながら、川らしさや地域特性を活かした川づくりを推進する。

また、国土交通省の「リバーカウンセラー制度」を参考としながら、主要水系の流域や県下の地域を基本単位として、各分野の専門家によって構成される兵庫県版の「リバーカウンセラー制度」を創設し、専門的かつ総合的な観点から川づくりについて、定期的に指導や助言を仰いでいく。

1.3.2 河川環境の保全、創造活動に携わっている地域の専門家、活動家との連携を図る

県下の各流域には、河川の専門家や学識経験者ではないけれども、長年に渡って川辺で生活してきた人々や川でさまざまな活動を行ってきた団体など、「ひょうご・人と自然の川づくり」に有効な知見や経験を持った多くの住民が居住している。こうした人々の知恵や経験を川づくりに活かしていくために、これらの人々を見出し、積極的に意見を交換する場や仕組みをつくっていく。

2. 河川情報の体系的な整備

各種の河川情報は、常時・非常時を問わず河川管理に欠かせないものであり、経年的なデータが適切に収集・蓄積・整理され、必要が生じた時、直ちに利用したり提供できこそ情報の価値が発揮される。

また、参画と協働の川づくりをすすめるためには、住民が川に興味をもち、川を身近に感じると同時に、住民と河川管理者が河川に関する情報を共有し、信頼関係を築いていくことが重要である。

このため、インターネットの普及などIT(情報技術)の発達にともなう高度情報化社会に対応した河川情報システムを構築していくとともに、わかりやすい形での情報公開とIT(情報技術)を活用した双方向の情報交換の推進、洪水被害の最小化に向けた情報提供の充実を図っていく。

2.1 河川情報の蓄積と情報管理システムの構築

2.1.1 河川情報の蓄積と情報管理体制を確立する

水文情報や水害情報、被災履歴、河川管理施設の状況など河川管理に必要な情報に加えて、自然環境、歴史、文化など人と川との新たな関係を構築していくために必要な情報を、川づくりの基礎情報として位置づけ、収集・蓄積・整理していく。

また、水文観測施設や河川監視施設の整備を一層推進し、河川情報システムの整備によって各種データを統一的・継続的に収集・蓄積するとともに、毎年蓄積されていく情報を有効かつ効率的に活用できるよう、河川情報の一元的な管理体制を確立していく。

2.1.2 河川情報のシステム化・共有化を推進する

日常的に河川管理に携わる機関相互の情報の共有化を容易にし、また、住民への情報提供・情報交換を円滑化するため、情報の電子化・システム化を推進していくことが重要である。

現在、県レベルですすめられている「ひょうごIT戦略」との連携・調整を図りながら、河川管理者の日常的な業務を円滑化するだけでなく、災害発生時など危機管理においても十分に活用できるよう、技術面・運用面で信頼性の高いシステムの構築をめざす。

また、住民への情報公開や情報交換を円滑に進めることができることで、総合的な情報管理システムを整備していく。

2.2 県民に開かれた河川情報の整備

2.2.1 参画と協働の川づくりをすすめるための情報を提供する

参画と協働の川づくりをすすめるためには、河川情報を積極的に提供していく必要がある。しかしながら、これまででは住民が河川管理者からの情報を入手する機会が限られており、また、住民の持つ地域の川に関する豊富な情報が河川管理に充分に活かされていなかつたのが現状である。

IT(情報技術)の発展とともに普及する新しいメディアを活用しながら、「河川水辺の国勢調査」などによる環境情報をはじめとして、住民が川に対する关心を高めるうえで有益な情報、川づくりに主体的に関わるために有効な情報の共有化をすすめる。あわせて、住民が把握・発信する河川に関する各種情報についても、リアルタイムで双方向の情報交換が可能な新しいメディアの特性を活かしながら、積極的に情報提供・情報交換をすすめていく。

2.2.2 被害の最小化に向けた情報を提供する

県民が安心して社会生活を営めるよう、治水対策をはじめとした県土の基盤整備を継続的・効果的に推進していくことは河川管理者として当然の責務であり、抜本的な治水対策を着実に進捗させていく必要がある。しかし、近年頻発している異常気象や集中豪雨にみられるように、計画値を大きく上回る降雨によって

被害が発生するなど自然の力には限界がない。このような自然災害の発生に際して人命、資産、都市機能などの被害を最小限にとどめるには、河道への流出量を低減させる総合的な治水対策の推進や、越水に対する堤防の強化など、減災対策をすすめることも重要である。一方、このようなハードウェアの整備だけではなく、住民一人ひとりが地域の水防体制に対する理解を深め、自主的な防災活動を行うことが非常に重要となってくる。

このため、インターネットなどの即時性の高い新しいメディアを積極的に活用して、リアルタイムの降雨量や河川水位及びその予測値など、洪水予報に関する情報を提供すると同時に、ハザードマップなどのいざという時に役立つ日常的な情報を正確にわかりやすく提供していく。

3. 川づくりの意識と技術の向上

河川管理者が自信と責任を持って川づくりをすすめていくためには、河川管理における高度な技術力と河川に関する専門知識だけでなく、総合治水や水害・土砂災害における危機管理など新しい河川行政の課題、さらに生態系・まちづくり・福祉などの関連分野などの広範な見識が必要である。また、県民から寄せられるさまざまな要請に対して、相手の立場や考え方を理解するための広範な知識、広い視野に立って意見調整や問題解決を図っていくマネジメント力が求められる。

こうした河川管理者としての意識と技術の向上を図っていくには、河川管理者が自己研鑽に努めることはもとより、これを効率よく効果的にすすめるための制度や環境を整備していく。

3.1.1 自己研鑽できる環境や制度を整備する

県下の川づくりの各現場において、河川管理者が直面する問題点や課題はさまざまであり、自らが主体的に考え方学習しながら、それぞれの技術的課題を克服し、技術力を向上していくことが求められる。

そこで、河川管理者の自己研鑽を円滑にすすめ、技術力や管理に関する能力等の向上を支援するため、関連資料・文献の体系的な収集・整理、組織としての技術情報の共有化、事例調査や自主研究の支援、技術セミナーやシンポジウムなど各種会合への参加の支援、各種データベースの整備などをすすめていく。

3.1.2 河川管理者を対象とした広範な研修等を計画的・積極的に推進する

河川法の改正とともに河川環境の整備と保全や住民とのパートナーシップによる川づくりなど、河川管理者には新しい川づくりをすすめるための意識改革と技術の向上が求められている。

そこで、川づくりに関する新しい考え方や技術、県下の川づくりの各現場で得られた経験や知見を共有していくために、各種研修会やワークショップなどを計画的に開催し、河川管理者としての意識や技術の向上に努めていく。

また、先進的な川づくりを調査・研究するため、技術職員等の調査研究機関への出向などを活用していく。

3.1.3 広範な知識を得るために専門家等との交流を促進する

これからの川づくりには、河川に関する知識や技術だけでなく、例えば、まちづくりや人づくりなどを含めた広範な知識が求められている。

このような状況に対応していくためには、1.3で述べた、川づくりに関連した土木分野以外の専門家、河川にかかる地域の専門家や活動家との交流・連携の場を活用して専門家等の指導・助言を仰ぎ、総合的な知識や技術力を高めていく。また行政内部の専門家からの知識を吸収するために、行政部局の垣根を越えた情報や意見の交換を積極的にすすめていく。

3.1.4 河川管理者の意識と技術の向上を支援する各種資料を整備する

「ひょうご・人と自然の川づくり」の理念にもとづき、川の見方や川づくりの考え方を示す、「ひょうご・人と自然の川づくり技術資料(川の見方編)」「同(川づくり編)」「美しい山河を守る災害復旧実施方針」などの手引書、「ひょうご・人と自然の川づくり事例集」等の資料を作成する。また、整備計画の立案や整備手法の検討など、河川管理の業務を円滑にすすめていくために必要な各種技術資料を計画的に整備していく。

用語の定義

県民：本県に在住する人など、県政と関わりを持つ人々の意味で用いている。

地域：場所の概念に加え、住民、自治体、市民団体等も含めて用いている。

市民団体等：自主的に川と関わりのある活動を行っている団体の意味で用いている。

住民：沿川に住む人に加え、川と様々な関わりを持つ人々を含めて用いている。

河川管理者：兵庫県など、河川管理に携わる行政組織やそれを構成する人などをあわせて用いている。



"こころ豊かな兵庫"を
めざして



兵 庫 県

県土整備部 土木局

河川計画課 河川環境室 河川整備課

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL. 078-341-7711(代)
<http://web.pref.hyogo.jp/kasen/home.html>

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
14土P2-050A4